

## 手持工事の運用基準について

河南町建設工事請負業者選定要綱第5条第6号に規定する入札案件における手持工事の運用基準を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 手持工事期間の基準

落札決定時点から工期末日（工期変更を含む。）までとする。ただし、工事完成検査合格の通知日が工期末日までの場合は、当該通知日とする。

#### 2 基準時点

一般競争入札は開札日とし、指名競争入札は指名通知日とする。

#### 3 手持工事の対象

同一年度内に町が競争入札により発注する工事で当初の予定価格が500万円以上（税込）のものとする。

#### 4 手持工事件数の上限

3件とする。（各工事種別の手持工事件数の合計）

#### 5 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体による工事についても、各構成員全てに手持件数を加えるものとする。
- (2) 請負者の事由以外での工事一時中止期間が1か月を超えた時点から、当該工事を持持工事件数から除くものとし、工事が再開された時点から手持件数に加えるものとする。これにより、手持工事件数が入札参加資格条件を超える場合が生じても差し支えないものとする。

#### 6 施行日

平成17年10月7日以降の入札から適用する。

##### 附 則

この基準は、平成18年4月1日以降の入札から適用する。

##### 附 則

この基準は、平成18年10月1日以降の入札から適用する。

##### 附 則

この基準は、平成21年4月1日以降の入札から適用する。

##### 附 則

この基準は、平成27年4月1日以降の入札から適用する。